盛岡市屋外広告物管理システム等賃貸借

公募型プロポーザル実施要領

令和４年５月19日

盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係

１　目的

本要領は，盛岡市屋外広告物管理システム等賃貸借の構築及び運用を行う上で，公募型プロポーザル方式により最適な契約予定者を選定することを目的として，必要な事項を定めるものである。

２　事業概要

(1) 名称

盛岡市屋外広告物管理システム等賃貸借

(2) 内容

本要領及び別添「盛岡市屋外広告物管理システム等賃貸借要求仕様書」に記載のとおり。

(3) 賃貸借期間

ア　導入期間　　契約日（令和４年６月中を予定）から令和４年12月31日

イ　賃貸借期間　令和５年１月１日から令和９年12月31日

ウ　支払期間　　令和５年１月１日から令和９年12月31日

(4) 事業実行上限額

５年総額　9,126,000 円（月額 152,100 円（消費税等抜）×60 月）

10,038,600 円（月額 167,310 円（消費税等込）×60 月）

この金額は、導入費用及び５年間の運用費用ほか諸経費の総額である。

なお、事業実行上限額は、予定価格ではないため、当該金額をもって契約金額を約束するものではない。

支払いについては、本賃貸借に係る費用のすべてを一体とした契約とし、令和５年１月から60カ月の均等払いとする。

３　調達方式

盛岡市屋外広告物管理システム等賃貸借の業者選定にあたっては、高度な知識、技術、創造性、構想力、ノウハウ並びに応用力を評価する必要がある。また、価格競争に重点が置かれた場合、前述の目的達成は困難となることから公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式を採用する。

４　公募に関する事項

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業又は共同企業体の代表となる企業は次に掲げるアからキの資格要件を満たし、共同企業体の構成員となる企業は、同じくウからキの資格要件を満たす者とする。

ア　過去10年間で、地方公共団体における同種の賃貸借等を実施した実績を有していること。

イ　本賃貸借の実施について、市の要請に応じて来庁できる体制を整えていること。

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

オ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

カ　盛岡市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

キ　岩手県暴力団排除条例（平成23年３月16日条例第35号）第２条第２号の暴力団、同条第３号の暴力団員及び同条第４号の暴力団員等のいずれにも該当しないこと、また、いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) スケジュール

内容	期間等
ホームページへの掲載（告示） 実施要領の配布	令和４年５月19日（木）
質問の受付期限	令和４年５月30日（月）午後５時
質問の回答	令和４年６月２日（木）
参加申込書類提出期限	令和４年６月10日（金）午後５時
企画提案書類提出期限	令和４年６月20日（月）午後５時
一次審査*1	令和４年６月21日（火）～同月22日（水）※予定
一次審査結果通知*1	令和４年６月24日（金）※予定
二次審査（プレゼンテーション）実施	令和４年６月29日（水）※予定
二次審査結果通知（契約予定者決定）	令和４年６月30日（木）※予定

*1　参加申込者が５者以下の場合、一次審査は実施せず、参加資格審査の結果を通知する。

(3) 公示・実施要領の配布について

盛岡市公式ホームページ（市政情報/都市整備/屋外広告物/盛岡市屋外広告物管理システム等賃貸借の公募型プロポーザル応募要領のご案内）に掲載するとともに、窓口で配布するので、ホームページからダウンロードするか、景観政策課屋外広告係担当に連絡（電話番号 019-601-5078）のうえ景観政策課窓口にて配布を受けること。

(4) 質問について

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

ア　受付期限　　令和４年５月30日（月）午後５時まで

イ　受付方法　　質問書（様式６号）に記入の上、電子メールで送付すること。

ウ　回答方法　　質問に対する回答は、令和４年６月２日（木）までに盛岡市公式ホームページ＜http://www.city.morioka.iwate.jp/＞で公開する。

エ　質問受付先　盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係
E-mail: keikan@city.morioka.iwate.jp

(5) 参加申込み手続き

ア　受付期間　令和４年５月23日（月）から令和４年６月10日（金）まで
（受付時間：土曜・日曜日を除く、午前９時から午後５時まで）

イ　参加申込書類

次の印刷物を(ｱ)～(ｷ)の順にホチキス止めの上、正本１部を提出すること。なお、共同企業体にあっては、(ｳ)については、構成員となる企業それぞれを別に作成し提出することとし、それ以外の書類は、共同企業体の代表となる企業について記載すること。

(ｱ) プロポーザル参加申込書（様式１－１号）
(ｲ) 共同参加事業者構成表明書（様式１－２号）
(ｳ) 会社概要（様式２号）
(ｴ) 同種業務借実績調書（様式３号）
(ｵ) 業務実施体制（様式４号）
(ｶ) 配置予定技術者経歴書（様式５号）
(ｷ) 盛岡市入札参加資格者名簿に登録のない者にあっては次に掲げる書類
　a　履歴事項全部証明書
　b　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）
　c　直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税全ての納税証明書（未納がないことを確認できるもの）

ウ　提出先　盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係
〒020-8532 岩手県盛岡市津志田14-37-2
電話番号 019-601-5078

エ　提出方法　持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

５　プロポーザルに関する事項

本プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書類を提出することとする。

(1) 提出期間　令和４年６月10日（金）から令和４年６月20日（月）まで
（受付時間：土曜・日曜日を除く、午前９時から午後５時まで）

(2) 企画提案書類

企画提案書類を電子メールで送信するほか、１部（紙）を提出すること。

ア　技術提案書　【Ａ４版 20ページ以内（「イ　工程計画」除く。）、両面印刷】
・様式は自由、表紙・目次は枚数に含める。提案書にはページ番号を付けること。
・本文の文字フォントサイズは10.0pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
・提案書の項目については、以下に合わせること。
(ｱ) 実施方針
(ｲ) 実施体制
(ｳ) ハードウェア及びソフトウェア構成（運用保守含む。）
(ｴ) 運用支援賃貸借構成
(ｵ) 機器の移行、導入要件
(ｶ) 情報セキュリティ対策
(ｷ) その他の提案事項

イ　工程計画　【Ａ３版横１ページ 片面印刷】

ウ　見積書　【様式自由、枚数自由】

５年間の運用にかかる経費（導入経費、保守経費等）の月額を明示（リース料率を含む金額を明示）すること。

エ　提出先　盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係

〒020-8532 岩手県盛岡市津志田14-37-2

電話番号 019-601-5078

オ　提出方法　持参又は簡易書留郵便で郵送すること（１部（紙））。

６　選定に係る事項

(1) 選考方法

ア　庁内関係者で構成する審査会において審査する。

イ　提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容から、「(2) 選考基準」により評価を行い、優秀提案者及び次点者を選考する。

ウ　５件を超える企画提案があったときは、指定様式評価（１次評価）及び企画提案書類評価（２次評価（提案書））による一次審査を実施し、評価点の高い上位５者を二次審査対象とする。

なお、企画提案者が５者以下の場合、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。

エ　指定様式評価（１次評価）並びに企画提案書類及びプレゼンテーション評価（２次評価）により二次審査を実施する。

オ　二次審査の得点順に優秀提案者及び次点者を決定する。最高得点者が２者以上あった場合は、２次評価点が高い者を上位とする。

(2) 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		判断評価基準	評価区分
1. 参加申込書類	指定様式	指定様式の記載内容による評価を行う。実績、技術者の能力等を評価する。	資格審査 １次評価
2. 企画提案書類	技術提案書	技術提案書の記載内容による評価を行う。賃貸借内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。 ・実施方針 ・実施体制 ・ハードウェア及びソフトウェア構成（運用保守含む。） ・運用支援賃貸借構成 ・機器の移行、導入要件 ・情報セキュリティ対策 ・その他の提案事項	２次評価 (提案書)

	工程計画	工程計画の妥当性について評価する。	
	見積書	賃貸借コストの妥当性を評価する。	
3．全体評価	プレゼンテーション等	技術提案書全般の評価を行う。技術提案書全体、プレゼンテーションの内容等を評価する。	２次評価（プレゼンテーション）

(3) プレゼンテーションの実施

二次審査において、プレゼンテーションを実施する。

ア　日　時　令和４年６月29日（水）※予定

イ　場　所　盛岡市役所都南分庁舎２階　特別会議室　※予定

ウ　時　間　準備５分、説明30分、質疑応答10分、片付け５分を予定

※詳細な日時や実施時間は、企画提案参加表明後、各社に別途通知する。

※プレゼンテーション時には、提案書記載の内容以外の追加提案、追加資料は受理しない。

(4) 審査結果

審査結果については、各企画提案者に文書で通知する。また、その結果を盛岡市公式ホームページで公表する（審査の経緯については公表しない。）。

審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 提案内容の一部補正

採択決定後、応募者と本市による協議の過程において、当初の提案内容を一部補正することがある。

7　契約

(1) 企画が採用された優秀提案者は、事業実施の優先交渉権者として本市と協議の上、賃貸借に係る仕様を確定させた上で、契約手続きを行うものとするが、協議が不調となった場合は契約しない場合がある。

(2) 優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者と協議の上、仕様を確定し、契約手続きを行うものとするが、協議が不調となった場合は契約しない場合がある。

8　プロポーザルに係る留意事項

(1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

(2) 企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。

(3) 辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。

(4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(5) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。

ア　「４　公募に関する事項　(1) 参加資格要件」を満たしていない場合

イ　提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合

ウ　本要領に適合しないと認められる場合

エ　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ　本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助

を直接又は間接に求めた場合

(6) 提出物は返却しない。

(7) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。

(8) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。

(9) この募集に伴い収集した個人情報は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。

(10) 本件に係る情報公開請求があった場合には、盛岡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(11) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。